

高潮ハザードマップを 作成しました!

市では、愛知県が令和3年6月に高潮浸水想定区域を公表したことに伴い、高潮ハザードマップを作成しました。高潮ハザードマップには、高潮発生時の浸水状況、高潮に関する知識、避難行動に役立つ情報などを掲載しています。

ご覧いただいた後は、令和3年4月号広報と同時配布した「愛西市防災ハンドブック」の内ポケットに他のハザードマップと一緒に保管しましょう。



☎ 危機管理課 ☎ (55)7130



自治基本条例とまちづくり⁽²¹⁾

1月号では、勝幡学区でのまちづくりの取り組みを紹介しました。今回は、自治基本条例第32条、第33条(審議会等、住民投票)について紹介します。



(審議会等)

第32条 市長等は、審議会等の委員等(以下「委員等」という)の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手続について透明性を確保するよう努めます。

2 市長等は、男女共同参画の本旨に則り、委員等の男女の構成比に配慮します。

3 市長等は、委員等をできるだけ市民から公募します。

(住民投票)

第33条 市長は、市の重要な方針について、直接、市民の意思を確認する必要があるとき、また、法の定めるところにより有権者から請求があったときは、その都度、市議会の議決を経て、当該議決による条例の定めるところにより住民投票を実施することができます。

2 市民及び市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

市では、市民の意見を反映し、市政運営を行っていくため、審議会などの委員の一部を市民の皆さんから募集しています。募集の際は、広報などでお知らせします。こうした機会を活用し市政に参画しましょう。

☎ 市民協働課 ☎ (55)7113